

宇部市子どもの夢チャレンジ助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもたちの将来の夢の実現につながる活動を支援するため、自らの夢を実現するための音楽、舞踏、演劇、科学技術、スポーツ等のセミナー、学習会、研修会等（以下「研修会等」という。）に参加する子どもに対し、活動参加経費を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自らの夢の実現に向けた活動をしようとする小学4年生から高校3年生までの子どもであること。
- (2) 世帯の前年所得の合計が350万円以下の世帯の子どもであること。
- (3) 市内に住民登録があること。
- (4) 過去、同助成金の交付を受けていないこと。
- (5) 令和2年3月31日までに、宇部市子ども笑顔サポート助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、市外で行われる研修会等への参加費、交通費、宿泊費（食費を除く）や団体で研修会等に参加する際の参加者負担金、その他市長が認める経費とする。ただし、特定の宗教又は政治活動のために結成された団体が行う活動は除く。

(助成金の額)

第4条 助成金は、1人につき5万円を上限とし交付する。

- 2 助成金の算定において、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。
- 3 市長は、予算の範囲内において、助成金の交付を受ける者の人数及び助成金の額を決定する。

(交付の申請)

第5条 交付申請者（以下「申請者」という。）は、原則保護者とし、助成金の交付を受けようとするときは、宇部市子どもの夢チャレンジ助成金交付申請書（様式第1号）を関係書類とともに、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、第5条の申請を受け、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、助成金の交付の決定を行い、宇部市子どもの夢チャレンジ助成金交付決定通知書（様式第

2号)により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更及び中止)

第7条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付の決定を受けた後に助成対象経費等に変更が生じたとき、又は活動への参加を中止しようとするときは、速やかに宇部市子どもの夢チャレンジ助成金変更交付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、参加研修会等の変更はできないこととする。

2 市長は、前項に規定する変更交付申請書が提出されたときは、これを審査し、必要に応じて第5条に定める限度内で助成金額を変更し、宇部市子どもの夢チャレンジ助成金変更交付決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知しなければならない。

(交付の請求)

第8条 交付決定者が、助成金の交付を受けようとするときは、宇部市子どもの夢チャレンジ助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付の方法)

第9条 助成金は、概算払いにより一括交付するものとする。ただし、参加する活動の開始までの交付が困難等の理由により、交付決定者から、助成金の交付を活動実施後に受ける旨の同意が得られた場合には、精算払いによる一括交付ができるものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 交付決定者は、当該活動を終了した日から1か月を経過した日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに、宇部市子どもの夢チャレンジ助成金事業実績報告書(様式第6号)を関係書類とともに市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項の実績報告書を提出するときは、支出した費用に関する領収書の写しを添付するものとする。

3 第1項の規定による実績報告の結果、助成金対象実績額が助成金交付額を下回ったときは、市長は、交付決定者に対して期日を定めて、その差額を返還させるものとする。

(実績報告書の公表)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書に基づき、学年、夢、参加した活動の名称、助成金額及び助成経費等の内容を市ホームページで公表するものとする。

(検査)

第12条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、実績報告書に基づき交付決定者に必要な指示を行い、関係書類を検査することができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成金の執行について不適當であると認められるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

宇部市長 様

申請者 住 所：
氏 名：

※押印不要

年度宇部市子どもの夢チャレンジ助成金交付申請書

年度宇部市子どもの夢チャレンジ助成金の交付を受けたいので、宇部市子どもの夢チャレンジ助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付申請額算定内訳

(1) 交付限度額 金50,000円 … (A)

(2) 対象経費 所要額支出内訳書（別紙1）のとおり
金 円 … (B)

(3) 交付申請額

交付限度額 (A)	対象経費 (B)	交付申請額 (AとBを比較して低いほう)
50,000円	円	円

※対象経費 (B) の欄は、千円未満は切り捨てること。

3 関係書類 (1) 所要額支出内訳書（別紙1）

(2) 参加研修会等の内容が明記されたもの（募集要項等）

第 号
年 月 日

様

宇部市長

年度宇部市子どもの夢チャレンジ助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度宇部市子どもの夢チャレンジ
助成金の交付申請について、審査の結果、適正であると認められました。
つきましては、下記のとおり助成金を決定したので、通知します。

記

1 助成内容

申請のあった内容のとおり

2 助成金の交付決定額

金 円

3 交付に際して付する条件

活動後、実績報告書、所要額支出内訳書（領収書添付）及び活動レポートの提出

宇部市長 様

申請者 住 所：
氏 名：

※押印不要

年度宇部市子どもの夢チャレンジ助成金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた宇部市子どもの夢チャレンジ助成金について、下記のとおり変更されるよう申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 既交付決定額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 所要額支出内訳書
 - (2) 変更内容の参考となる資料

第 号
年 月 日

様

宇部市長

年度宇部市子どもの夢チャレンジ助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度宇部市子どもの夢チャレンジ
助成金の変更交付申請について、審査の結果、適正であると認められました。
つきましては、下記のとおり助成金を決定したので、通知します。

記

1 助成内容

申請のあった内容のとおり

2 助成金の変更交付決定額

金 円

3 交付に際して付する条件

活動後、実績報告書、所要額支出内訳書（領収書添付）及び活動レポートの提出

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住 所 :
氏 名 : 印

年度宇部市子どもの夢チャレンジ助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定通知があった、 年度
宇部市子どもの夢チャレンジ助成金について、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

内訳

助成金交付 決定額	前回までの 受領済額	今回請求額	摘 要
円	円	円	概算

払込先

金融機関名	
支店等名	
預金口座	普通・当座
口座名義	
口座番号	

宇部市長 様

申請者 住 所：
氏 名：

※押印不要

年度宇部市子どもの夢チャレンジ助成金事業実績報告書

このことについて、 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定通知があった 年度宇部市子どもの夢チャレンジ助成金に係る活動が完了しましたので、宇部市子どもの夢チャレンジ助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成金精算額 金 円
- 2 助成金精算額支出内訳
- (1) 交付決定額 金 円 … (A)
- (2) 対象経費 所要額支出内訳書（別紙1）のとおり
金 円 … (B)

(3) 助成金精算額

交付決定額 (A)	対象経費 (B)	精算額 (AとBを比較して低いほう)
円	円	円

※対象経費 (B) 欄は、千円未満は切り捨てること。

- 3 関係書類 (1) 所要額支出内訳書（領収書の写し添付）（別紙1）
(2) 活動レポート（別紙2）

別紙1

年度宇部市子どもの夢チャレンジ助成金所要額支出内訳書（概算・精算）

氏名 _____

対象費目	対象経費
参加費	円
交通費	円
宿泊費（食費を除く）	円
参加者負担金	円
その他経費	円
（内訳）	円
	円
	円
合計（B）	円

同意書

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住 所 :
氏 名 :

※押印不要

私は、宇部市子ども夢チャレンジ助成金を、活動終了後、精算払い
で交付されることに同意いたします。